

公益社団法人 環境科学会
役員の報酬・退職金に関する規程

平成 15 年 3 月 12 日 理事会決定

平成 25 年 9 月 4 日 理事会決定

(総 則)

第 1 条 この規程は、定款第 17 条（役員の報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第 2 条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、公益法人移行に伴い、平成 25 年 9 月 4 日から施行する。